

公共施設の適正配置等を推進するための
実行計画〈平成27～29年度〉

平成27年3月

西 東 京 市

目 次

第1章 実行計画の概要	1
実行計画の位置付け.....	1
実行計画策定の目的.....	1
取組の推進体制.....	1
第2章 各施設分野における取組	2
本実行計画期間における取組の全体像.....	2
1 本庁舎・出張所.....	4
2 図書館.....	6
3 公民館.....	8
4 文化施設.....	10
5 市民交流施設.....	12
6 小学校・中学校.....	14
7 児童館.....	17
8 学童クラブ.....	19
9 保育園.....	22
10 老人福祉施設.....	24
11 障害者福祉施設.....	26
12 消費者センター.....	28
13 市営住宅等.....	29
14 消防・防災関連施設.....	30
15 下水道施設.....	32

第1章 実行計画の概要

実行計画の位置付け

この実行計画は、平成23年11月に策定した「公共施設の適正配置等に関する基本計画」（以下、単に「基本計画」という。）に基づいて、今後の3か年において公共施設の適正配置等を推進するために実行していく取組の概要を、施設分野ごとに整理したものです。

実行計画策定の目的

この実行計画は、基本計画において掲げた各種課題の解決に向け、具体的な取組を進めていく際の手順や留意点、各年度の取組目標を定めることにより、着実かつ計画的な取組の推進に資することを目的とします。

また、公共施設に関する各種課題に対する様々な取組を、一覧性のある形態で整理していくことを通じて、庁内各部署の連携を促進するとともに、全体としての取組の整合性を確保し、優先順位づけを検討する機会としても活用していきます。

取組の推進体制

公共施設等活用検討委員会*のもと、部門横断的な課題等については、プロジェクトチームの設置等により庁内の連携を図り、機動的に対応していきます。

また、事務局を務める企画総務部門（企画政策課・管財課・建築営繕課）は、全体の進行管理のほか、部門横断的な課題の調整、事業手法（PFI等）を検討する際の支援などにも関与し、各施設を所管する事業実施部門との密接な連携により、取組の全体的な底上げを図っていきます。

* 公共施設等活用検討委員会・・・副市長および各部長（危機管理室長を含む）からなる庁内検討委員会

第2章 各施設分野における取組

本実行計画期間における取組の全体像

《今期の特徴——基本計画の改定を見据えて》

○今回策定した実行計画は、平成 26 年度までの検討結果等を反映させるとともに、新たに取組が必要となった項目を追加しており、平成 27 年度に予定している基本計画の改定に向けて、限られた財源の中で中長期的な目標・スケジュールを設定する非常に重要な時期にあたります。

○そのため、庁舎の統合整備をはじめ主要な課題については、第2次総合計画での財政フレームへの影響を踏まえ、公共施設等の総量抑制・有効活用の視点をもって、取組を進めていく必要があります。

《基本方針及び基本計画の改定》

○公共施設等の老朽化の課題に対応するため、平成 26 年度に国から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」を策定するよう要請されました。本市においては、すでに公共施設等に関する個別計画を策定していることから、公共施設等総合管理計画の策定に合わせ、改めてその関係性を整理し、必要に応じて見直しを図ります。

○特に、公共施設の適正配置に関する基本的な考え方を示した基本方針については、インフラに関する維持管理・更新等、公共施設等の長寿命化、PPP/PFI の活用など、新たな視点を取り入れるとともに、公共施設等総合管理計画策定の趣旨を踏まえ、平成 27 年度に改定を行います。

○また、平成 26 年度に改定を予定していた基本計画については、基本方針の改定に合わせ、中長期的な取組目標や取組スケジュールの具体的な方向性を決定し、平成 27 年度に改定を予定しています。

《市民意見の聴取等》

○施設の配置見直し等について検討を進めていく中では、施設利用者の方々をはじめとする市民ニーズの把握、具体的な見直し案等については、適切かつ丁寧な説明・周知に努めていきます。

○現時点では、具体的な実施手法・実施時期が未確定なものもありますが、平成 27 年度に改定を予定している「公共施設の適正配置に関する基本方針」の見直しと整合を図り、各施設・事案の特性等に合わせた適切な対応を検討・実施していきます。

記載内容についての解説

見出し項目ごとの記載内容について

【基本計画における見直しの方向性】

基本計画に示した分野ごとの基本的な方向性を再確認できるよう、基本計画の記載内容のまま改めて明示しています。

【基本計画における取組スケジュール】

基本計画に示した短期・中期・長期の各区分における取組内容（目標）を再確認できるよう、基本計画の記載内容のまま改めて掲載しています。

【本実行計画期間中の取組の概要】

本実行計画の期間における主な取組について、後段のスケジュールでは十分に示すことのできない具体的な手順・留意点にふれるなどしながらポイントを整理します。

【実行スケジュール及び事業費】

本実行計画の期間における個別の具体的な取組について、各年度の取組内容（目標）や実施に要する事業費（運営経費は除く）、対応する所管課（および主な関係課）を掲載します。

事業費欄の記載内容・記載方法について

公共施設の適正配置等に向けて実施する調査・設計・建設工事その他の事業費を百万円単位（四捨五入）で掲載します。

【凡例】

「***」・・・調査・検討等の結果に基づき、今後所要の経費を計上していくもの（現時点では概算不能なもの）

「－」・・・事業費を要しないもの又は未定のもの

「0」・・・事業費が50万円に満たないもの

1 本庁舎・出張所

【基本計画における見直しの方向性】

本庁舎の統合整備に向けて早期にロードマップ（行程表）をまとめ、取組の具体化を図っていきます。また、あわせて出張所の配置等の関連課題について一体的に検討を進めていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短 期 （～H25）	中 期 （～H30）	長 期 （～H35）
◇他市事例の調査 ◇庁内検討組織の立ち上げ ◇基金の設置・積立て ◇市民の意向聴取等 ◇庁舎統合方針の決定 統合庁舎の位置や出張所の配置計画、取組の年度目標等を決定	◇基金の積立て ◇市民の意向聴取等 ◇基本構想の策定 統合庁舎の内容・機能・規模、整備事業の実施手法等を整理 ◇基本設計・実施設計 ◇仮庁舎の準備（必要な場合）	◇基金の活用 ◇整備事業の実施 ◇仮庁舎への一時移転（必要な場合） ◇統合新庁舎への移転 ◇新出張所体制への移行

【本実行計画期間中の取組の概要】

○庁舎の統合整備については、平成 25 年度に作成した「庁舎統合方針（素案）」に基づき、市民への情報提供と意向聴取等を実施し、平成 26 年度に「庁舎統合方針（案）」をとりまとめました。

○庁舎統合方針（案）では、耐用年数が迫る保谷庁舎の課題への早期の対応と市民への情報提供や意向聴取等の丁寧な合意形成の両面に対応する方策として、田無庁舎を有効活用した「暫定的な対応方策」を示しました。この暫定的な対応方策は、耐用年数の迫る保谷庁舎を取り壊し、保谷庁舎機能を田無及び保谷庁舎周辺施設に再配置する方策となっており、田無庁舎の耐用年数である平成 45 年を目途に、庁舎統合を目指すこととします。

○平成 27 年度には、この庁舎統合方針（案）に基づき、暫定的な対応方策についての市民への丁寧な情報提供や合意形成に向けた取組を進め、周辺施設の対応方針とも整合を図ったうえで「庁舎統合方針」を決定します。また、暫定的な対応

方策の実施に向け、保谷庁舎の機能移転に向けた検証を行うとともに、市民サービスへの対応として、コンビニエンスストアを活用した窓口サービスの提供体制の構築に向けた検討を行います。

○平成 25 年度に設置した庁舎整備基金は、平成 45 年を見据えた庁舎統合整備に向けて、今後も余剰地の売却益等を活用し積立てを行い、庁舎統合整備の確実かつ円滑な推進を図ります。なお、暫定的な対応方策においても保谷庁舎の取壊しや機能移転に伴う改修等で資金が必要となることから、庁舎整備基金の有効活用を図ります。

【実行スケジュール及び事業費】

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
証明書等発行サービスの拡充	コンビニエンスストアを活用した新たなサービスの検討	運用開始	継続実施	市民課
事業費(百万円)	—	49	11	60
市民の意向聴取等	説明会・出前講座等の実施	統合方針を踏まえた対応※	統合方針を踏まえた対応※	企画政策課
事業費(百万円)	—	***	***	***
暫定的な対応方策に向けた取組	統合方針の決定 保谷庁舎機能の再配置の検証	統合方針を踏まえた対応※	統合方針を踏まえた対応※	企画政策課
事業費(百万円)	—	***	***	***
資金面の準備行為	庁舎整備に係る基金の積立て	庁舎整備に係る基金の積立て	庁舎整備に係る基金の積立て	企画政策課 <財政課>
事業費(百万円)	0	***	***	0

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

2 図書館

【基本計画における見直しの方向性】

中央図書館の耐震対応・機能拡充に向けた取組に重点を置きつつ、図書館ネットワーク全体のサービス向上と運営の効率化を図っていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
<p>◇中央図書館の耐震対応に関する具体策の決定</p> <p>◇中央図書館の機能拡充の実施（蔵書庫の別途確保） ※芝久保図書館の利用のあり方の変更を含めて検討（芝久保公民館と一体的に検討）</p> <p>◇中央図書館の予約棚システム・自動返却機の導入効果の検証 ⇒他館への配置やそれに伴う運営面での見直し検討・実施</p> <p>◇東伏見ふれあいプラザにおける図書サービスの運用状況の検証 ⇒新町分室の運営形態の見直し検討・実施</p>	<p>◇中央図書館の耐震対応の実施（改修・建替え・移転）</p> <p>◇短期的な運営見直し後の状況を踏まえたさらなる見直しの検討</p>	

【本実行計画期間中の取組の概要】

- 中央図書館の耐震対応については、公共施設の総量抑制の視点から、耐震性や施設の老朽化等に課題のある市民会館との合築複合化を図ることとします。なお、複合施設の基本プラン策定にあたっては、利用者等を含めた検討組織を設置し、広く市民意見を聴取するなど、新たな付加価値を創造するための検討を行います。
- 中央図書館の機能拡充については、芝久保図書館開架室の収容量を高める方策を実施し、蔵書スペースの確保を進めていきます。また、市民ニーズに応じた必要な情報を迅速かつ的確に提供するため、図書館ネットワークを形成していますが、地域課題や社会情勢の変化に対応する視点から、効果的・効率的な情報提供を図

り、地域を支える情報拠点として中核的な役割を果たすための機能向上を目指します。

○図書館における利用形態については、インターネット予約の活用が全体的に増加しており、中央図書館新町分室の利用形態においても、インターネット予約の受け取りの場として変化してきていることから、平成 23 年度に開始した東伏見ふれあいプラザにおける図書サービスと同様のサービスへ移行し、新町分室は廃止します。

○中央図書館にある地域・行政資料室が所蔵する資料の電子化を順次実施します。電子化を進めることで、複本数の多い資料を整理し、省スペース化を図り蔵書庫の確保に努めます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 中央図書館の耐震対応・機能拡充

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
中央図書館の耐震対応	市民会館・田無公民館との合築複合化に向けた検討 基本プランの策定	基本設計※	実施設計※	図書館 文化振興課 社会教育課 公民館 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***
中央図書館の機能拡充	蔵書スペースの確保(芝久保図書館) 地域を支える情報拠点の検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	図書館 〈公民館〉 〈社会教育課〉 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	4	***	***	4

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

注：中央図書館の耐震対応に係る事業費は「4 文化施設」に計上しています。

② ICタグシステム等を活用した運営改善

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
中央図書館新町分室の運営形態等の見直し	新町分室の廃止 図書予約サービスの整備・運用開始			図書館 〈高齢者支援課〉 〈児童青少年課〉 〈社会教育課〉
事業費(百万円)	6			6
地域・行政資料の電子化の推進	資料の保存・活用	継続	継続	図書館
事業費(百万円)	6	6	6	18

3 公民館

【基本計画における見直しの方向性】

市民交流施設との役割分担・機能連携をはじめ運用面での課題についても検討し、公民館としての役割、機能、配置数等について必要に応じ見直しを行います。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇田無公民館の耐震対応に関する具体策の決定	◇田無公民館の耐震対応の実施（改修・建替え・移転）	
◇他の施設や事業との役割分担・機能連携の検討	◇他の施設や事業との役割分担・機能連携の推進	◇他の施設や事業との役割分担・機能連携の推進
◇ひばりが丘または谷戸公民館の見直し検討（市民交流施設への転換）	◇ひばりが丘または谷戸公民館の見直し（市民交流施設への転換）※	
◇芝久保公民館の一部転用等の検討（芝久保図書館と一体的に検討）		
◇施設運用の改善・利便性向上（随時）	◇施設運用の改善・利便性向上（随時）	◇施設運用の改善・利便性向上（随時）
◇管理運営業務の実施方法等の見直し（随時）	◇管理運営業務の実施方法等の見直し（随時）	◇管理運営業務の実施方法等の見直し（随時）
◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）	◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）	◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

○田無公民館の耐震対応については、公共施設の総量抑制の視点から、耐震性や施設の老朽化等に課題のある市民会館との合築複合化を図ることとします。なお、複合施設の基本プラン策定にあたっては、利用者等を含めた検討組織を設置し、広く市民意見を聴取するなど、新たな付加価値を創造するための検討を行います。

○運営体制等の見直しでは、地理的に近接する、ひばりが丘公民館と谷戸公民館の一体的な運営について検討を継続するとともに、柳沢公民館を中心とした公民館全体の運営効率の向上を目指します。また、公民館専門員の能力の有効活用や事

業連携を図り、他の施設や事業との役割分担・機能連携等の検討を進めるとともに、社会教育行政の運営体制等の見直しを検討します。

○受益者負担の適正化については、他市の利用状況等を調査し、他の無料施設と合わせ、企画部門と協議及び使用料等審議会でも議論したうえで、慎重に個別・詳細の検討を進めます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 田無公民館の耐震対応

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
田無公民館の耐震対応	市民会館・中央図書館との合築複合化に向けた検討 基本プランの策定	基本設計※	実施設計※	公民館 文化振興課 社会教育課 図書館 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

注：田無公民館の耐震対応に係る事業費は「4 文化施設」に計上しています。

② 公民館のあり方・施設運営面の見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
運営体制等の見直し	社会教育行政の運営体制等の検討 ひばりが丘公民館・谷戸公民館の一体的な運営の検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	公民館 社会教育課 文化振興課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***
芝久保公民館の一部転用等の検討	夜間時間帯において、第2学習室を自習室としての試行・検証	検証結果を踏まえた対応※	検証結果を踏まえた対応※	公民館 社会教育課
事業費(百万円)	—	***	***	***
利便性の向上	利便性の向上に向けた検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	公民館 社会教育課
事業費(百万円)	—	***	***	***
受益者負担の適正化	受益者負担のあり方の検討	(未定)	(未定)	企画政策課 公民館 〈社会教育課〉
事業費(百万円)	—	—	—	—

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

4 文化施設

【基本計画における見直しの方向性】

当面は、今後の市民会館のあり方、配置等についての検討を重点的な取組項目と位置づけ、他の施設については現在の配置・機能の維持を基本として計画的な施設改修や設備更新を行っていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇市民会館のあり方の見直し検討（存続機能の選択）	◇市民会館の建替えまたは移転	
◇計画的な施設改修・設備更新（随時）	◇計画的な施設改修・設備更新（随時）	◇計画的な設備改修・設備更新（随時）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 市民会館のあり方の見直しについては、施設及び設備機器の老朽化や耐震対応、低稼働の施設や未利用スペースの存在、周辺公共施設と重複している機能や文化施設としての位置付けの整理等の課題を踏まえ、利用者アンケート結果や利用状況等を検証し、他の文化施設や周辺施設との役割分担等も考慮しながら、将来も存続させるべき機能を整理した結果を「西東京市民会館のあり方について」としてとりまとめました。
- 市民会館の耐震対応については、市民会館のあり方の見直し検討結果を踏まえるとともに、行財政改革推進委員会からの「公共施設等総合管理計画策定に向けた基本的な考え方に関する提言書」及び「特定課題に対する付帯意見」を踏まえ、公共施設の総量抑制の視点から、市民会館と同じく耐震性に課題のある中央図書館・田無公民館との合築複合化を図ることとし、建替えに向けた検討を進めます。
- 複合施設の基本プラン策定にあたっては、利用者等を含めた検討組織を設置し、広く市民意見を聴取するなど、文化施設、図書館、公民館の各機能が有機的に連携し、文化芸術活動の振興及び生涯学習環境の充実などに資する、新たな付加価値を創造するための検討を行います。
- 保谷こもれびホールの改修については、指定管理者と連携を図りながら、中長期的な改修計画に基づき、施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、利用者の安全性と利便性等を考慮した優先順位付けを行い、適時適切な施設改修・設備更新を実施します。
- コール田無の改修については、市民会館のあり方の見直し検討結果を踏まえ、文化施設の役割分担等を検討するとともに、施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、計画的な改修を実施します。

【実行スケジュール及び事業費】

① 市民会館の建替え

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
市民会館の建替え	中央図書館・田無公民館との合築複合化に向けた検討 基本プランの策定	基本設計※	実施設計※	文化振興課 社会教育課 公民館 図書館 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	4	***	***	4

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

② 計画的な施設更新・設備改修（保谷こもればいホール／コール田無）

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
計画的な改修等の実施（保谷こもればいホール）	舞台照明・映像設備等改修工事	舞台照明設備等改修工事 電気設備・建具改修工事	舞台音響設備等改修工事 空調設備改修工事	文化振興課
事業費(百万円)	221	237	240	698
計画的な改修等の実施（コール田無）	計画的な改修等の検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	文化振興課
事業費(百万円)	—	***	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

5 市民交流施設（市民集会所/地区会館/コミュニティセンター）

【基本計画における見直しの方向性】

今後とも市民に最も身近な施設として分散配置することを基本としつつ、老朽化等の課題に対応していく中で、施設の内容や配置バランスがより適正なものとなるよう見直しを図っていくとともに、運営面の改善についても検討していきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇低稼働・老朽化等の課題がある施設への対応策の検討・実施	◇低稼働・老朽化等の課題がある施設への対応策の実施	
◇利用者ニーズを踏まえた設備等の改善（適宜実施）	◇利用者ニーズを踏まえた設備等の改善（適宜実施）	◇利用者ニーズを踏まえた設備等の改善（適宜実施）
◇施設名称・運営形態等の見直し検討	◇施設名称・運営形態等の見直し	
◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）	◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）	◇受益者負担のあり方の見直し検討（随時）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 低稼働・老朽化等の課題がある施設については、配置状況や利用状況等を踏まえて、中長期的な観点で優先順位付けを行ったうえで、建替、改修、複合化、統廃合等を含めた、市民交流施設のあり方を決定します。なお、改修等を実施する際は、現状の施設様式（和室・洋室等）や設備内容の変更について、利用者等の意見を踏まえた対応に努めていきます。
- 東町市民集会所は耐震性に課題があることから、ポンプ機能を廃止する東町ポンプ場の空きスペースへ移転することで、公共施設の有効活用を図り、東町五丁目の市民交流施設空白地域を緩和します。
- 市民交流施設名称については、現在3種類に分類されていますが、地域交流施設及び一般型交流施設の位置付けに基づき、一定の整理を行いました。予約方法及び運営形態等の見直しについては、公共施設予約サービス導入に向けた検証等を実施するとともに、指定管理者や管理協力員と効率的な管理運営等の調整を行い、平成27年度に統一的な管理運営形態等の方針を決定します。
- 受益者負担の課題については、他市の利用状況等を調査し、他の無料施設と合わせ、企画部門と協議及び使用料等審議会でも議論をしたうえで、個別・詳細の検討を進めます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 施設配置等の見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
低稼働・老朽化等の課題がある施設への対応	市民交流施設のあり方の決定 東町市民集会所移転改修工事	市民交流施設のあり方を踏まえた対応※ 開設	市民交流施設のあり方を踏まえた対応※	文化振興課 〈企画政策課〉 〈下水道課〉
事業費(百万円)	33	***	***	33
施設・設備需要の把握と対応	需要増への対応策の検討	市民交流施設のあり方及び検討結果を踏まえた対応※	市民交流施設のあり方及び検討結果を踏まえた対応※	文化振興課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***
みどり児童センターの転用	緑町市民集会所開設			文化振興課 児童青少年課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—			—

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

② 施設運営面の見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
施設名称・運営形態等の見直し	施設名称・予約方法・管理運営形態等の方針決定	方針に基づく施設名称・予約方法・管理運営形態等の見直しに向けた準備	施設名称・予約方法・管理運営形態等の見直しの実施	文化振興課 〈企画政策課〉 〈情報推進課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***
受益者負担の適正化	受益者負担のあり方の検討	(未定)	(未定)	企画政策課 文化振興課
事業費(百万円)	—	—	—	—

6 小学校・中学校

【基本計画における見直しの方向性】

児童・生徒数の推移や小学校 35 人学級化の動向等を踏まえながら、統廃合や通学区域の見直しにより適正規模・適正配置を実践するとともに、老朽化の進む校舎等施設の計画的な建替え・改修を進めます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇児童・生徒数の将来推計の実施		
◇中原小・ひばりが丘中の建替計画の決定 ⇒地域協議会の開催等	◇中原小・ひばりが丘中の建替事業の推進	◇中原小・ひばりが丘中の建替事業の完了
◇小規模小学校の集中地域における再編の検討 ⇒地域協議会の開催等	◇小規模小学校の集中地域における再編の実施*	◇近接校の解消に向けた統廃合の検討（適宜）
◇35 人学級化等への具体的な対応策の検討・実施	◇35 人学級化等への具体的な対応策の実施	
◇中長期的な大規模改修等計画の策定	◇計画に基づく大規模改修等の実施	◇計画に基づく大規模改修等の実施

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 中原小学校・ひばりが丘中学校の建替事業については、平成 25 年度にとりまとめた「西東京市立中原小学校及び西東京市立ひばりが丘中学校建替準備検討協議会検討結果報告書」に基づき、引き続き建替協議会等における検討を行い、基本プランを策定します。また、平成 33 年度のひばりが丘中学校新校舎の供用開始に向けて、建替事業に伴う通学区域の見直しなど、事業推進上の課題の解決を図りながら、着実に取組を進めていきます。なお、建替事業の財源については、公共施設の適正配置・有効活用取組により生じた財源などにより確保します。
- 学校施設の老朽化への対応（建替・大規模改修・長寿命化等）については、「西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画」に基づき、中長期的に取組を進めます。なお、それらの整備事業の財源については、公共施設の適正配置・有効活用取組により生じた財源などにより確保します。

○小規模小学校の集中地域における統廃合については、スクールカウンセラーや交通擁護員等を配置するなど、統合後の児童への影響に配慮します。また、泉小学校の跡地活用については、公共施設等跡地活用方針に基づき検討するとともに、市民意見聴取等を実施し、平成 27 年度に方針を決定します。

○その他児童数の増減等に伴う課題（単学級化の発生、住宅開発に伴う教室数の不足等）については、平成 23 年度に実施した児童推計の結果等を踏まえ、学校再編（統廃合）や通学区域の見直しなど、適時適切な対応に努めます。また、実際の児童数の推移によっては、近接校の解消に向けた検討も行います。

○特別支援学級については、今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方を整理し、市内での配置バランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行います。

【実行スケジュール及び事業費】

① 学校施設の老朽化等への対応

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
中原小学校 の建替え	中原小学校 建替協議会の実施 基本プランの検討	中原小学校 建替協議会の実施 基本プランの策定 基本・実施設計	基本・実施設計	教育企画課 学校運営課 教育支援課 教育指導課 〈企画政策課〉
	事業費(百万円)	0	45	84
ひばりが丘中学校 の建替え	ひばりが丘中学校 建替協議会の実施 (仮称)第10中学校 基本プランの策定 基本・実施設計 用地取得等	(仮称)第10中学校 基本・実施設計 建設工事等	(仮称)第10中学校 建設工事	教育企画課 学校運営課 教育支援課 教育指導課 〈みどり公園課〉 〈企画政策課〉
	事業費(百万円)	3,641	99	1,835
中長期的な大規模 改修等計画に基づ く対応	柳沢小学校体育館 大規模改造工事 上向台小学校校舎 大規模改造実施設 計 住吉小学校校舎体 育館大規模改造工 事 保谷小学校北校舎 耐震補強工事	田無第四中学校校 舎体育館大規模改 造基本設計 上向台小学校校舎 大規模改造工事 住吉小学校校舎大 規模改造工事	田無第四中学校校 舎大規模改造実施 設計 上向台小学校校舎 大規模改造工事 田無小学校校舎・ 碧山小学校校舎・ 本町小学校校舎体 育館大規模改造基 本設計 上向台小学校体育 館大規模改造実施 設計	学校運営課
	事業費(百万円)	507	374	199

② 小規模校・近接校の統廃合の検討

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
小規模小学校の集中地域における統廃合	泉小・住吉小の統合 児童に配慮した取組の実施	児童に配慮した取組の実施	児童に配慮した取組の実施	教育企画課 学校運営課 教育支援課 教育指導課 企画政策課
	泉小跡地活用の方針決定	跡地活用方針を踏まえた対応※	跡地活用方針を踏まえた対応※	
事業費(百万円)	43	4	4	51
近接校（谷戸地域・柳沢地域）の解消に向けた検討	(未定)	(未定)	(未定)	教育企画課
	事業費(百万円)	—	—	

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

③ 児童・生徒数の増加、少人数学級化等への対応

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
田無小の普通教室数不足への対応	仮設校舎の設置に向けた検討・調整	仮設校舎の設置に向けた実施設計等※	仮設校舎設置工事(リース)の実施※	学校運営課 〈教育企画課〉
	事業費(百万円)	—	***	
向台小の普通教室数不足への対応	仮設校舎開設			学校運営課 教育指導課 〈教育企画課〉
	事業費(百万円)	—		
中原小の普通教室数不足への対応	通学区域見直し案の検討、地域協議会の設置・開催	通学区域見直し案の決定※		教育企画課
	事業費(百万円)	0	***	

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

7 児童館

【基本計画における見直しの方向性】

概ね中学校区に1館の配置となるよう、近接配置の解消を中心に見直しを進め、他の施設目的への転用等を検討するほか、サービスの拡充も図りながら運営コストの抑制に努めていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇みどり児童センターの市民交流施設への転用検討	◇みどり児童センターの市民交流施設への転用 ◇西原児童館と西原北児童館の統廃合の検討・実施	
◇南部地域における施設の再編整理の検討	◇南部地域における施設の再編整理	
◇委託運営館における運営状況等の評価・検証	◇委託化の順次拡大※	◇委託化の順次拡大※
◇サービスの拡充に向けた検討		

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 児童館と学童クラブに要するコストを総合的に捉え、サービス面の拡充や学童クラブ需要の増加に対応するための財源確保を考慮すると、児童館の再編も並行して進めていく必要があります。そのため、施設配置数の適正化及び施設運営面での見直しなどの視点から、平成27年度に児童館の再編についての方針決定を目指します。
- 西原児童館と西原北児童館の統廃合については、平成26年度に西原北児童館に統合し、西原児童館を廃止しましたが、跡地活用については、引き続き東京都と協議を重ね、検討していきます。
- 南部地域における児童館の再編については、平成23年度に実施した就学者推計において、再編の対象となる田無第一中学校区及び田無第四中学校区の児童・生徒が、今後も増加する見込みであることを踏まえ、当面は現状の施設を維持します。なお、将来的には平成27年度に決定する児童館再編方針を踏まえ、配置バランスや施設規模等を考慮し、統廃合等の検討を進めます。

○施設運営面では、平成 23 年度から民間委託とした児童センターの運営状況に関する検証結果や、利用者・地域の関係団体等で構成する運営協議会の意見等も踏まえて検証し、サービスの拡充と運営コストの抑制の両立を念頭に、委託運営の拡大について検討します。また、委託運営の拡大等にあたっては、児童館再編方針も踏まえ、施設運営の委託化方針を決定します。

○相談事業の推進等のサービスの拡充については、平成 27 年度を初年度とする次期「子育て・子育てワイワイプラン」に基づき、類似・関連事業を実施する関係各課で、連携・調整を図りながら、全体のバランスを考慮した適切な対応策を進めていきます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 施設配置数の適正化

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
西原児童館と 西原北児童館の 統廃合	西原児童館跡地活用について検討・実施※ 西原児童館の原状回復			児童青少年課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	7			7
児童館の再編	児童館再編方針の決定	児童館再編方針を踏まえた対応※	児童館再編方針を踏まえた対応※	児童青少年課
事業費(百万円)	—	***	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

② 施設運営面での見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
施設運営の委託化	委託運営拡大等に関する調査・検証 検証結果を踏まえ方針決定	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	児童青少年課
事業費(百万円)	—	***	***	***
サービスの拡充	育児・子育て等の相談事業の充実	継続実施	継続実施	児童青少年課 〈子育て支援課〉 〈保育課〉 〈子ども家庭支援センター〉
事業費(百万円)	—	—	—	—

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

8 学童クラブ

【基本計画における見直しの方向性】

学童保育対象年齢児童数の推移、小学校の統廃合や通学区域の見直し等に柔軟に対応するとともに、サービスの拡充も図りながら運営コストの抑制に努めます。

【基本計画における取組スケジュール】

短 期 (～H25)	中 期 (～H30)	長 期 (～H35)
◇各地域の需要動向や小学校の統廃合、通学区域の変更等を踏まえた配置計画の検討	◇配置計画と実際の需要の動向を踏まえた対応策の実施	
◇上向台小の通学区域における施設の整備		
◇向台小の通学区域における施設新設の検討・実施		
◇委託運営館における運営状況等の評価・検証	◇委託化の順次拡大※	◇委託化の順次拡大※
◇サービスの拡充に向けた検討		

(※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断)

【本実行計画期間中における取組の概要】

○施設配置については、平成 23 年度に実施した就学者推計の結果等を踏まえ、設置が必要な地域を特定し、小学校の校舎活用を原則に、適切な施設規模や設置時期の検討を進めていきます。また、入所児童が低位で推移している施設については、同一通学区域内において入所児童が定員を大きく超えるような施設がある場合、需要動向を踏まえた施設の適正配置や、地区割による入所児童の調整を検討します。

○谷戸学童クラブの入所児童が定員超過の状況である中、泉小学校の統廃合の影響により、入会希望児童数の更なる増加に対応するため、谷戸第二小学校内に谷戸第二学童クラブを開設し、定員超過状況を緩和します。また、向台小学校区の児童数増加に伴う仮設校舎設置や既存校舎の改修と合わせて、(仮称)向台第三学童クラブを整備し、定員超過状況の緩和を目指します。

○施設運営面では、サービスの拡充と運営コストの抑制の両立を念頭に、民間委託とした学童クラブの運営状況に関する検証結果を踏まえ、児童館の施設運営の委託化方針と合わせ、委託化の方針を決定します。また、運営コストの増加を伴う見直しについては、同一通学区域における入所児童の偏在といった課題や事業収支のバランスに配慮した利用者負担のあり方など全体像を見据えながら、委託化の方針に基づき、適切な対応策を進めていきます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 施設配置の適正化

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
需要動向の把握と 対応策の検討	新設が必要な通学区域の優先順位付け等の検討 小学校の校舎等を活用した新設の検討・調整	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	児童青少年課 〈学校運営課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***
向台小の通学区域 における新設	(仮称) 向台第三学童クラブ開設準備	開設		児童青少年課 学校運営課
事業費(百万円)	10	—		10
小規模小学校の集中地域における統廃合への対応	谷戸第二学童クラブ開設			児童青少年課 学校運営課 (教育企画課)
事業費(百万円)	—			—

(※印のあるものは検討の結果等により実施の是非を含めて判断)

② 施設運営面での見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
施設運営の効率化	東伏見・東伏見第二学童クラブの委託運営の開始 委託運営の拡大等に関する調査・検証 検証結果を踏まえ児童館の施設運営の委託化方針と合わせた方針決定	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	児童青少年課
	事業費(百万円)	—	***	***
サービスの拡充	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	施設運営の委託化方針を踏まえた対応※	児童青少年課
	事業費(百万円)	—	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

9 保育園

【基本計画における見直しの方向性】

保育ニーズの動向や幼保一体化の影響等を把握・勘案しながら、様々な民間活力の活用を図ることを基本とし、適時適切な対応に努めていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇耐震改修の実施 （性能ランクBの施設）		
◇耐震診断の実施 （性能ランクAの施設）	◇耐震改修の実施 （性能ランクAの施設）	
◇ニーズ動向や社会状況の 変化等の把握（随時）	◇ニーズ動向や社会状況の 変化等の把握（随時）	◇ニーズ動向や社会状況の 変化等の把握（随時）
◇待機児童の解消に向けた 民間活力の活用（随時）	◇待機児童の解消に向けた 民間活力の活用（随時）	◇待機児童の解消に向けた 民間活力の活用（随時）
◇公立保育園の計画的な民 間委託化の推進	◇公立保育園の計画的な民 間委託化の推進	
◇余剰用地への民間施設の 誘致の検討（適宜）	◇余剰用地への民間施設の 誘致の検討（適宜）	◇余剰用地への民間施設の 誘致の検討（適宜）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、平成 29 年度末までに待機児童の解消を目指します。そのため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、私立認可保育園の拡充を図るとともに、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）の拡充や、待機児童数の多い3歳児未満に特化した対応として、0歳児保育の一時的な受け入れ中止による主に1歳児の受け入れ拡大など、財政状況を踏まえ、総合的に推進します。
- 認可保育園の拡充等、経常的な財政負担を伴う事業については、サービス水準と利用者負担のバランスに留意し、私立認可保育園に対する補助のあり方や委託運営の拡大等について民間委託保育園の運営状況を踏まえて検討するなど、全体像を見据えて実施していきます。
- 市立保育園の運営については、平成 27 年度から委託化する芝久保保育園を含め、7園を委託運営に移行しましたが、委託化に関する調査・検証を実施し、従来の委託方式にこだわらず、民間活力のさらなる活用に向けた運営のあり方について子ども子育て審議会に諮り、施設運営の方針を決定します。

【実行スケジュール及び事業費】

① 待機児童の解消

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
認可保育園等の拡充	私立認可保育園の開設（2園）、開設準備（2園） 認定こども園の普及・促進 1歳児等の受け入れ拡大（西原、ひばりが丘、やぎさわ保育園）	私立認可保育園の開設（3園）、開設準備（2園） 認定こども園の普及・促進 （未定）	私立認可保育園の開設（2園） 認定こども園の普及・促進 （未定）	保育課 子育て支援課
事業費(百万円)	208	208	***	416
その他の保育サービス拡充	地域型保育事業の拡充（小規模保育事業開設1施設、開設準備9施設、家庭的保育事業開設準備1施設） 認証保育所の拡充（移転拡充1施設）	地域型保育事業の拡充（小規模保育事業開設9施設、開設準備8施設、家庭的保育事業開設1施設）	地域型保育事業の拡充（小規模保育事業開設8施設）	保育課
事業費(百万円)	169	146	***	315
民間施設の誘致等	民間活力による待機児童の解消に向けた検討（適宜）	民間活力による待機児童の解消に向けた検討（適宜）	民間活力による待機児童の解消に向けた検討（適宜）	保育課 <企画政策課>
事業費(百万円)	—	—	—	—

② 民間活力のさらなる活用

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
芝久保保育園の委託化	委託運営の開始			保育課
事業費(百万円)	—			—
施設運営の効率化	委託運営の拡大等に関する調査・検証 検証結果を踏まえ方針の決定（審議会諮問・答申）	方針決定を踏まえた対応※	方針決定を踏まえた対応※	保育課
事業費(百万円)	—	***	***	***

（※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断）

10 老人福祉施設 (老人福祉センター/福祉会館/老人憩いの家)

【基本計画における見直しの方向性】

現在の施設配置数を維持しつつ、ニーズに即した機能の拡充に努めるとともに、耐震対応の取組を計画的に進める中で、周辺施設との集約や配置バランスの改善を検討していきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期 (～H25)	中期 (～H30)	長期 (～H35)
◇将来的な老人福祉施設のあり方や機能についての検討・各施設の機能拡充	◇各施設の機能拡充(適宜)	◇各施設の機能拡充(適宜)
◇富士町福祉会館の移転・保谷障害者福祉センターとの合築の検討	◇富士町福祉会館の移転・保谷障害者福祉センターとの合築*	
◇新町福祉会館・ひばりが丘福祉会館の耐震対応等の検討	⇒左記検討結果に基づいた具体的な対応	

(※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断)

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 福祉会館、老人福祉センターを介護予防事業の拠点として整備し、市全域で介護予防事業に取り組みやすい環境を整備します。このため、魅力ある介護予防プログラムを検討するとともに、運動器具の導入拡大を図るため、新町福祉会館の機能拡充を進めます。
- 富士町福祉会館と保谷障害者福祉センターとの合築整備については、高齢者施設と障害者施設の合築による効果について調査・検討を進めていきます。あわせて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念の実現に向けた基本方針のひとつである、地域包括ケアシステムの構築にあたり、中核的機能を果たす施設としての機能・規模等のあり方を調査・検討していきます。
- 富士町福祉会館の耐震対応等については、耐震診断の結果、耐震性能を有していたことや、前段の検討に時間を要することから、富士町福祉会館の劣化部分を改修し、合築を行うまでの間、継続使用します。
- 新町福祉会館の耐震対応等については、耐震診断の結果、耐震性能を有していたことから、劣化部分を改修し、当面継続使用します。また、中央図書館新町分室の運営見直しにより生み出されるスペース等を活用し、機能拡充を図ります。な

お、施設の老朽化等により建替えを検討する際には、配置バランスを考慮し、市の中心部方向への移転を目指します。

○ひばりが丘福祉会館の耐震対応等については、耐震診断の結果、耐震性能を有していたことから、劣化部分を改修し、当面継続使用します。また、一般開放している会議室について、周辺の公民館や市民交流施設との役割分担や機能拡充について検討します。なお、施設の老朽化等により建替えを検討する際には、配置バランスを考慮し、市の中心部方向への移転を目指します。

【実行スケジュール及び事業費】

① 各施設の機能拡充

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
各施設の機能拡充	新町福祉会館の介護予防の拠点化整備	(未定)	(未定)	高齢者支援課
事業費(百万円)	6	—	—	6

② 富士町福祉会館の移転等（保谷障害者福祉センターとの合築整備）

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
富士町福祉会館の移転等（保谷障害者福祉センターとの合築整備）	施設劣化（内装・外壁・トイレ等）改修工事 高齢者施設・障害者施設の合築事例等の調査・検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	高齢者支援課 障害福祉課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	63	***	***	63

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

③ 新町福祉会館・ひばりが丘福祉会館の耐震対応等

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
新町福祉会館の耐震対応等	施設劣化（内装・外壁・トイレ等）改修工事			高齢者支援課 〈児童青少年課〉
事業費(百万円)	49			49
ひばりが丘福祉会館の耐震対応等		施設劣化（内装・外壁・トイレ等）改修工事		高齢者支援課
事業費(百万円)	—	70		70

11 障害者福祉施設（障害者福祉センター/障害者総合支援センター）

【基本計画における見直しの方向性】

今後の障害者福祉関連の施設のあり方について、市と民間との役割分担も含めて検討するとともに、課題が顕在化している保谷障害者福祉センターについて、抜本的な課題解決を図るとともに、機能拡充に向けた検討も行います。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇障害者数の増加に対する対応策の検討		
◇保谷障害者福祉センターの移転・富士町福祉会館との合築の検討	◇保谷障害者福祉センターの移転・富士町福祉会館との合築*	

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 障害者数の増加に伴って拡大が見込まれる施設需要への対応については、民間の活力の導入拡大を進め、基盤整備を促進してサービス提供量の拡充を図ります。
- 保谷障害者福祉センターについては、運営主体の変更に伴い、地域包括ケアシステムとの機能的連携の可能性及び運用面の改善による機能拡充等を検討します。
- 保谷障害者福祉センターと富士町福祉会館との合築整備については、耐震性能に課題があると想定されていた富士町福祉会館が、耐震診断の結果、耐震性能を有していたことから、当面継続使用します。今後は、富士町福祉会館を高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画の基本理念の実現に向けた基本方針のひとつである、地域包括ケアシステムの構築にあたり、中核的機能を果たす施設としての機能・規模等のあり方を調査・検討していきます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 障害者数の増加に対する対応策の検討

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
障害者福祉関連の各種施設の整備	民間の活力による基盤整備の促進に向けた働きかけ	民間の活力による基盤整備の促進に向けた働きかけ	民間の活力による基盤整備の促進に向けた働きかけ	障害福祉課
事業費(百万円)	—	—	—	—

② 保谷障害者福祉センターの移転（富士町福祉会館との合築整備）

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
保谷障害者福祉センターの移転（富士町福祉会館との合築整備）	運用面の改善による機能拡充等の検討 障害者施設・高齢者施設の合築事例等の調査・検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	障害福祉課 高齢者支援課 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

12 消費者センター

【基本計画における見直しの方向性】

単独施設として窓口機能を設置しておくことの利点と課題を精査した上で、他の相談窓口との連携等も考慮しながら、施設の機能や運用等の見直しを検討します。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇消費生活相談窓口のあり方の見直し検討	◇消費生活相談窓口のあり方の見直し※	
◇施設の機能や運用等の見直し検討	◇施設の機能や運用等の見直し※	

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 消費生活相談窓口については、保谷庁舎へ移転し、関係各課、関係機関との連携強化を進め、機能面でのさらなる向上により、相談者の問題の根本解決を目指します。
- 消費者団体の活動の場のあり方や、消費者センター内の活動スペースの運用方法については、消費者団体の活動のしやすさと施設の有効活用の両面から検討を行った結果、消費者団体に配慮したうえで、グループ活動室の一般開放を行い、施設の有効活用を図ります。

【実行スケジュール及び事業費】

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
消費生活相談窓口のあり方の見直し	保谷庁舎へ移転			協働コミュニティ課 〈管財課〉
事業費(百万円)	2			2
消費生活相談窓口以外の機能のあり方の見直し	グループ活動室の一般開放開始			協働コミュニティ課
事業費(百万円)	—			—

13 市営住宅等 (東伏見住宅/泉町住宅/オーシャン・ハウス/高齢者アパート)

【基本計画における見直しの方向性】

老朽化の著しい市営住宅の再整備方針を早期にまとめ、施設の集約等による事業経営の改善も念頭に見直しを進めていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期 (~H25)	中期 (~H30)	長期 (~H35)
◇長寿命化計画の策定 市営住宅の集約・再整備のあり方について、方向性を決定	◇新市営住宅の整備事業の推進	
◇基本的な整備方針の決定 併設機能の内容や整備事業の実施手法、跡地活用・処分を含む		

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 市営住宅の施設内容や規模、施設整備手法等について引き続き検討を進め、事業化の時期等については、財政的な視点も踏まえながら調整を図っていきます。
- 市営住宅等の再編整備事業の実施により、現在の市営住宅等の跡地が生じた場合については、公共施設等跡地活用方針に基づき、検討していきます。
- 高齢者等の住宅に対しては民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの仕組みづくりの検討を行っていきます。

【実行スケジュール及び事業費】

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
市営住宅等の再編整備	市営住宅及び高齢者住宅施策に関する検討	検討結果を踏まえた対応※	検討結果を踏まえた対応※	都市計画課 〈高齢者支援課〉 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	—	***	***	***

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

14 消防・防災関連施設（消防分団詰所/消防倉庫）

【基本計画における見直しの方向性】

施設の機能や役割に鑑みて、特に建物の健全性を重視すべき施設として、早期に計画的な改修・更新等の対応を図っていきます。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇第8分団詰所の建替え ◇第4分団詰所の建替えと跡地処分		
◇第9分団詰所移転の検討	◇第9分団詰所の移転※ （跡地の活用・処分の検討）	
◇暫定利用中の消防倉庫の見直し（順次）	◇暫定利用中の消防倉庫の見直し（順次）	

（※印のあるものは前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断）

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 第9分団詰所については、防災拠点である文理台公園に隣接しており、正面道路が広く出動拠点として現在地よりも適した東町ポンプ場敷地内へ移転し、東町ポンプ場敷地の有効活用を図ります。
- 第9分団詰所の跡地については、建物を共有している東町市民集会所も東町ポンプ場内に移転することから、公共施設等跡地活用方針に基づき、対応方策について検討します。
- 消防倉庫の見直しについては、地域防災計画を踏まえ、耐用年数超過施設等の保谷町五丁目倉庫、住吉町六丁目倉庫、ひばりが丘二丁目倉庫について、売却・有効活用を検討します。
- 田無町七丁目アパート備蓄倉庫については、平成26年度に西原児童館が廃止となったことから、地域防災計画を踏まえ、引き続き周辺防災拠点等へ迅速に備蓄物資を供給するため、芝久保第一公園に移転します。

【実行スケジュール及び事業費】

① 消防団詰所の計画的な施設更新の推進

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
第 9 分団詰所の 移転	整備工事 跡地活用について 検討	検討結果を踏まえた 対応※		危機管理室 〈企画政策課〉
事業費(百万円)	60	***		60

(※印のあるものは検討の結果により実施の是非を含めて判断)

② 消防倉庫（暫定利用中の旧詰所施設）の見直し

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
消防倉庫の見直し	(未定)	(未定)	(未定)	危機管理室
事業費(百万円)	—	—	—	—

③ 防災備蓄倉庫の移転

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
田無町七丁目 アパート備蓄倉庫 の移転	整備工事			危機管理室 〈みどり公園課〉
事業費(百万円)	8			8

15 下水道施設（下水道ポンプ場）

【基本計画における見直しの方向性】

自然流下方式への切替により不要となるポンプ設備機器の撤去後に生じるポンプ場内の余剰スペースについて、周辺地域にある施設の移転（転入）など、有効活用に向けて検討します。

【基本計画における取組スケジュール】

短期（～H25）	中期（～H30）	長期（～H35）
◇東町・下保谷ポンプ場の有効活用策の検討	◇東町・下保谷ポンプ場の有効活用	

【本実行計画期間中における取組の概要】

- 東町ポンプ場については、建物地上部分を東町市民集会所等、建物地下部分を雨水溢水対策施設、敷地の一部を消防団第9分団詰所及び資材置場等として利用するため、施設整備の工事を実施します。
- 下保谷ポンプ場については、建物地下部分を雨水溢水対策施設に転用するため、施設整備の工事を実施し、敷地の一部は資材置場等として有効活用を図ります。
- 各ポンプ場の敷地の一部を資材置場として活用することで、都立東伏見公園整備に伴う千駄山資材置場の移転を図るとともに、借地である向台資材置場や、敷地の活用に課題のある柳沢資材置場についても整理統合を検討します。なお、活用にあたっては、移転に伴う課題等を整理し、対応策を実施するとともに、近隣住民との合意形成に努めます。

【実行スケジュール及び事業費】

① 東町ポンプ場の有効活用

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
地上部分の有効活用	東町市民集会所移 転改修工事 消防団第 9 分団詰 所整備工事 敷地部分の有効活 用検討・調整	敷地部分の資材置 場等利用開始		下水道課 〈危機管理室〉 〈文化振興課〉 〈道路管理課〉 〈みどり公園課〉
事業費(百万円)	—	***		***
施設地下部分の有効活用	ポンプ設備機器の 撤去等工事 雨水溢水対策工事			下水道課
事業費(百万円)	218			218

注 1：東町市民集会所に係る事業費は「5 市民交流施設」に計上しています。

注 2：消防団第 9 分団詰所に係る事業費は「14 消防・防災関連施設」に計上しています。

② 下保谷ポンプ場の有効活用

取組項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所管/事業費計
地上部分の有効活用	敷地部分の有効活 用検討・調整	敷地部分の有効活 用検討・調整	敷地部分の資材置 場等利用開始	下水道課 〈道路管理課〉 〈みどり公園課〉
事業費(百万円)	—	—	***	***
施設地下部分の有効活用	ポンプ場関連施設 調査設計	ポンプ設備機器の 撤去等工事 雨水溢水対策工事		下水道課
事業費(百万円)	9	100		109

キャラクターの紹介をします！

いこいな

©シンエイ/西東京市



西東京市マスコットキャラクターの「いこいな」です。

「いこいな」は、自然と生き物のふれあいを守る森の妖精で、西東京いこいの森公園の開園から園内に住んでいます。

帽子についた珍しい形の花は、西東京いこいの森公園に咲く「ハンカチの木」の花で、例年ゴールデンウィーク前後に咲いています。

「いこいな」は西東京市に住む皆さんのことが大好きです。
皆さんも「いこいな」のことを応援してくださいね！

●いこいな公式ホームページ いこいな、み～つけた
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/smph/kids/ikoi-na/index.html>

み～つけた！



いこいな

**公共施設の適正配置等を推進するための
実行計画＜平成 27～29 年度＞**

発 行 平成 27 年3月

編集発行 西東京市企画部企画政策課
〒188-8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号
電話:042-460-9800(直通)
メールアドレス:kikaku@city.nishitokyo.lg.jp